

令和3年12月21日

関係単位団 各位

公益財団法人新潟市スポーツ協会
新潟市スポーツ少年団
本部長 木津 茂

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について（重要）

日ごろからスポーツ少年団活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。
さて、標記について新潟県スポーツ協会より通知がありましたのでご連絡いたします。
この度の改定は、令和4年度スポーツ少年団登録の更新登録について重要な改定となっておりますので、必ずご確認下さい。

記

添付資料

- ・スポーツ少年団登録規程施行細則（改定対比表）
- ・スポーツ少年団登録規程施行細則

公益財団法人新潟市スポーツ協会
多賀 與一郎
〒951-8132 新潟市中央区一番堀通町 3-1
TEL：025-266-8250 / FAX：025-266-8332
Mail：info@niigatashi-sports.or.jp